

フィットテストの対象は、**金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場で作業している事業場**です。

継続して行う屋内作業場とは

フィットテスト対象

継続屋内

継続して行う 屋内作業場

- 建設現場等移り変わるものではない継続的な作業場のうち、屋内であるもののことです
- 屋内の特定の場所で繰り返しアーク溶接等を行っている場合は、頻度が少なく、年に数回の作業であったとしても、その場所でアーク溶接等作業が行われるのであれば、継続した屋内作業場に該当します

フィットテスト対象外

屋内

毎回異なる場所で行う 屋内作業場

- 建築中の建物内部等で当該建築工事等に付随する金属アーク溶接等作業であって、同じ場所で繰り返し行われないものが対象です
- 建築現場で建築途中に壁ができ、建屋内部でアーク溶接等作業を行う場合がこれに当たる最も典型的なケースと考えられます
- 工場等で修繕業務のため、アーク溶接等をする際に修繕箇所が移り変わる場合等は工場等であっても「毎回異なる屋内作業場」に該当します
- ただし、修繕業務であっても修繕部品等を一定の場所に持ってきてアーク溶接等作業をする場合は、それが屋内であれば「継続して行う屋内作業場」となります

屋外

- 屋内作業場に該当しない、粉じんがその内部に滞留するおそれのない箇所における場所です
- 屋根がある作業場で、建屋の壁等の遮蔽物が側面の半分未満であれば、屋外作業場です

厚生労働省関係通達等「改正特定化学物質障害予防規則に関するQ & A」より抜粋

健康障害防止措置	継続屋内	屋内	屋外
1. 全体換気装置等による換気	○	○	×
2. 測定、測定に基づく呼吸用保護具の使用及びフィットテスト			
①試料採取機器(サンプラー)による測定	○	×	×
②測定結果に応じた必要な措置	○	×	×
③溶接ヒューム濃度の再測定	○	×	×
④有効な呼吸用保護具の使用等	○	○	○
⑤結果に応じた有効な呼吸用保護具の使用等	○	×	×
⑥1年以内ごとに1回呼吸用保護具のフィットテスト	○	×	×
⑦②、④の作業環境測定の実施記録の保存	○	×	×
3. 掃除等の実施・・・毎日1回以上の掃除	○	○	×
4. 特定化学物質作業主任者の選任	○	○	○
5. 特殊健康診断の実施等	○	○	○
6. その他必要な措置			
①安全衛生教育	○	○	○
②ぼろ等の処理			
③不浸透性の床の設置			
④立入禁止措置			
⑤運搬貯蔵時の容器等の使用等			
⑥休憩室の設置			
⑦洗浄設備の設置			
⑧喫煙または飲食の禁止			
⑨有効な呼吸用保護具の備え付け等			